

指定訪問リハビリテーション事業者 指定申請の手引き

R 6 年 4 月版

この手引きは随時見直しをかけております。指定申請の際は、つくば市ホームページで最新版の御確認をお願いいたします。

1 指定要件の概要

訪問リハビリテーション事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であること。

介護老人保健施設、介護医療院及び健康保険法により保健医療機関として指定を受けた病院、診療所については、介護保険法の訪問リハビリテーション事業所として指定を受けたとみなされ（以下「医療みなし」という）、申請は不要となっています。ただし、過去に特段の申出により医療みなしの指定を辞退している場合、新たに指定手続が必要になります。

(2) 人員基準を満たすこと。

ア 医師

・専任かつ常勤の医師が1人以上勤務していることが必要です。

※訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設、介護医療院であって、病院又は診療所と併設されているものについては、当該病院又は当該診療所の常勤医師との兼務で差し支えありません。

※訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設、介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足りるものとされています。

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1人以上必要となります。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

ア 設備基準

・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院において、事業のための専用の区画（利用申込受付・相談スペース(プライバシーに配慮されていること。2階以上に設ける場合はエレベータ等を設置すること)）、訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備える必要があります。

・業務に支障がなければ、施設の区画、備品等は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における診療用に備え付けられたものと兼用して差し支えありません。

・利用者の個人情報等が記載された書類を保管するための鍵付きの書庫が必要となります。

イ 運営基準

運営基準の詳細については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及びその解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日付け老企第25号）」を参照してください。

2 申請の流れ

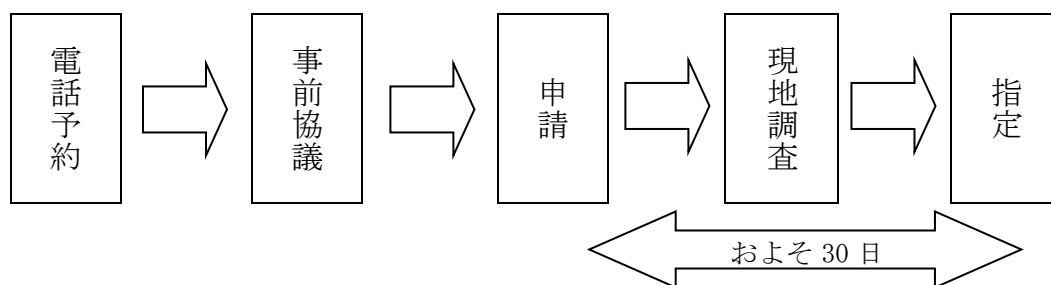
・申請前に**必ず事前協議を行う**必要があります。高齢福祉課計画・施設係に電話で予約の上、「事前協議シート」と、添付書類のうち用意が可能なものを持参してください。

・**申請から指定までの標準処理期間は30日**ですので、事業開始を予定する日の30日前

までに事前協議を済ませて、申請書類を全て揃え、直接、高齢福祉課へ持参して提出してください。申請書類が揃っていない場合、受理できませんので御了承ください。

・申請受付後、現地調査を行います。その後、審査の上、問題がなければ指定の処理を行い、通知します。ただし、書類に不備がある場合等は審査期間が30日を超える場合がありますので御了承ください。

・なお、介護保険サービスの実施にあたって、市の認可（社会福祉法人）、県の認可（医療法人等）が必要な法人については、別途法人を所管する部署との協議を行い、各手続を済ませた上で、申請書類を提出してください。



3 申請に必要な書類

申請の際は「付表（別添）添付書類・チェックリスト」に記載されている書類をすべて揃え、順番にA4版（2穴）のフラットファイルにまとめて綴り、各資料の右側にどの添付書類か分かるように番号表示のインデックスを貼付したものを、正本と副本各1部作成し、正本をつくば市に提出してください。なお、正本の提出時には、副本作成の確認のため、副本も持参してください。（副本は事業所保管となります。）

4 その他

(1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分御理解の上、取り組まれるようお願いいたします。

※ 介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>）等を御参照ください。

(2) 全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」（<http://www.wam.go.jp/>）でも提供されていますので御参照ください。

(3) 事前協議シート及び事業者の指定に必要な様式は下記 URL からダウンロードできますので御活用ください。

標準様式（厚労省 HP）URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

標準様式以外（つくば市 HP）URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

5 問合せ・申請書提出先

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市高齢福祉課 計画・施設係

TEL 029-883-1111

FAX 029-868-7534

E-mail wef030@city.tsukuba.lg.jp